

公益財団法人さいたま市公園緑地協会業務委託契約基準約款

(総則)

- 第1条** 委託者及び受託者は、契約書記載の業務の委託契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明に対する質問回答書等を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間又は委託者が指定する日までに完了し、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。
 - 3 この契約の履行に関して委託者と受託者間で用いる言語は、日本語とする。
 - 4 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 5 この契約の履行に関して委託者と受託者間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 6 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 9 第1項の設計図書に明記されていない仕様があるときは、委託者と受託者が協議して定める。
 - 10 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条** 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、契約の目的物（以下「成果物」という。）、未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - 3 委託者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたりその内容等を変更することができる。

(一括再委託等の禁止)

- 第3条** 受託者は、業務の全部を一括して、又は委託者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受託者は、前項の主たる部分のほか、委託者が仕様書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
 - 3 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときには、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。

(現場責任者及び技術管理者)

- 第4条** 受託者は、業務施行上必要な場合において、現場責任者及び技術管理者又はそのいずれかを定めることを求められたときは、書面を持って委託者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。
- 2 現場責任者は、業務の現場に常駐し、業務の履行に関し指揮監督しなければならない。
 - 3 技術管理者は、業務の履行の技術上の管理をつかさどらなければならない。
 - 4 現場責任者及び技術管理者は、これを兼ねることができる。
 - 5 他の法令等により当該業務に関し、技術上の管理をつかさどる資格が要求される場合には、現場責任者又は技術管理者は、当該資格者でなければならない。

(業務の調査等)

- 第5条** 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対し業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更、中止等)

- 第6条** 委託者は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- 2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、委託者と受託者とが協議して書面をもって定める。
 - 3 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(履行期限の延長)

- 第7条** 受託者は、その責に帰することができない事由により、履行期限までに業務を完了できないことが明らかとなったときは、委託者に対して遅滞なくその事由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、委託者と受託者とが協議して定める。
- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

- 第8条** 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担

するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、委託者が負担するものとし、その額は委託者と受託者とが協議して定める。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第9条 受託者の責に帰すべき事由により履行期限内に業務を完了することができない場合においては、委託者は、損害金の支払いを受託者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料から第24条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、公益財団法人さいたま市公園緑地協会契約に関する規程第24条で定める率（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。

3 委託者の責に帰すべき事由により、第11条第2項（第24条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

(確認及び引き渡し)

第10条 受託者は、設計図書又は委託者が指定する日までに履行することとされている業務を完了したときは、委託者の確認を受けるものとする。

2 前項の確認において、補正が必要とされる場合には、受託者は遅滞なく当該補正を行い、完了後、委託者による再度の確認を受けるものとする。

3 受託者は、委託者の確認を得た後、遅滞なく委託者に対して委託業務完了報告書を提出及び成果物を委託者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払い)

第11条 受託者は、前条の規定による委託業務完了報告書を提出した後、委託者に対して業務委託料の支払いを請求することができる。

2 委託者は、前項の支払い請求があったときは、請求を受けた日から起算して30日以内に支払わなければならない。

3 受託者は、前2項の業務委託料の支払方法について、委託者と受託者とが協議して別紙により定めたときは、別紙の請求区分により業務委託料を請求することができる。

(委託者の解除権)

第12条 委託者は次の各号の一に該当するときは、委託契約を解除することができる。

- (1) 受託者にこの契約の締結又は履行に関して不正行為があったとき。
- (2) 受託者の責めに帰すべき事由により、履行期限内に業務が完了しないとき、又は完了見込みがないとき。
- (3) 受託者がこの契約に違反したとき。
- (4) 受託者が手形または小切手が不渡りとなったとき。
- (5) 受託者が差押え、仮差押え若しくは仮処分があったとき、又は競売の申立があったとき。
- (6) 受託者が破産、民事再生開始、会社更生手続開始、業務継承または和議の申立をしたとき。
- (7) 受託者が解散または営業の全部若しくは一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
- (8) 受託者がこの契約の解除を申し出て、委託者がやむを得ないと認めたとき。
- (9) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

- (10) その他、受託者の信用に対する不安が生じたとき。

(談合等による解除)

第13条 委託者は、前条に定めるもののほか、受託者が次の各号の一に該当するときは、委託契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第65条又は第67条の規定による審決（同法第67条第2項の規定による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定によりこの審決の取り消しの訴えが提訴されたときを除く。）。

- (2) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項による課徴金の納付を命じ、当該納付命令が確定したとき。

- (3) 受託者が、公正取引委員会が受託者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により

審決取り消しの訴えを提起し、その訴えについて請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき、若しくは受託者が当該訴えを取り下げたとき。

- (4) 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第2項による刑が確定したとき。

（不当介入を受けた場合の措置）

第14条 受託者は、この契約の履行にあたり、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）からの不当要求及び契約の適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、所轄の警察に通報しなければならない。

- 2 委託者及び受託者は、この契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより、業務の履行に遅れが発生するおそれがあると認められるときは、双方協議して、履行期間の延長又は業務の内容を変更することができる。

（受託者の解除権）

第15条 受託者は、委託者の責めに帰すべき事由により履行期限内に業務を完了することが不可能となったときは、委託契約を解除することができる。

（秘密の保持等）

第16条 受託者は、委託業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、成果物（委託業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

（条件変更等）

第17条 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。(3) 設計図書の表示が明確でないこと。(4) 業務履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。(5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 委託者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内にその結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、委託者は、設計図書の変更又は訂正を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（著作権の譲渡等）

第18条 受託者は、成果物（第24条第1項の規定により準用される第10条に規定する指定部分に係る成果物及び第24条第2項の規定により準用される第10条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下本条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下本条において「著作物」という。）に該当する場合には、原則として、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡する。

- 2 委託者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受託者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第16条の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 5 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（特許権等の使用）

第19条 受託者は、業務の履行にあたり、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（貸与品等）

第20条 委託者が受託者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、委託者に借用書又は受領書を提出しなければならない。
- 3 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受託者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を委託者に返還しなければならない。

5 受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(業務に係る受託者の提案)

- 第21条** 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。
- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知するものとする。
- 3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(委託者の請求による履行期間の短縮等)

- 第22条** 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受託者に請求することができる。
- 2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 委託者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(臨機の措置)

- 第23条** 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、受託者は、そのとった措置の内容を委託者に直ちに通知しなければならない。
- 3 委託者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、委託者がこれを負担する。

(部分引渡し)

- 第24条** 成果物について、委託者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下本条において「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第10条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、第11条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、委託者は、当該部分について、受託者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第10条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、第11条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 前2項において準用する第11条第1項の規定により受託者が請求することができる部分引渡しに係る委託代金は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、委託者が、前2項において準用する第11条第1項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(瑕疵担保)

- 第25条** 委託者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物に瑕疵があることが発見されたときは、受託者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項において受託者が負うべき責任は、第10条第2項(第24条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けたことをもって免れるものではない。
- 3 第1項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第10条第3項(第24条第1項又は第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。
- 4 委託者は、成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償を請求することはできない。ただし、受託者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 5 第1項の規定は、成果物の瑕疵が設計図書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(解除の効果)

- 第26条** 第12条、第13条及び第15条の規定により契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。ただし、第24条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。
- 2 委託者は、前項の規定にかかわらず、第12条、第13条及び第15条の規定により契約が解除された場合において、受託者が既に業務を完了した部分(第24条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下本条において「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を確認の上、当該確認を受けた部分の引渡しを受けることができる。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下本条において「既履行部分委託料」という。)を受託者に支払わなければならない。
- 3 前項の既履行部分委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 第12条の規定により契約が解除された場合において、受託者は、業務委託料の10分の1に相応する額を違約金として委託者の指定する期限までに支払わなければならない。
- 5 第15条の規定により契約が解除された場合において、委託者は、受託者に及ぼした損害を賠償しなければならない。ただし、その金額及び支払い期限は、委託者と受託者とが協議して定める。

6 第4項の場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

(損害賠償の予約)

第27条 受託者は、第13条各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するかどうかを問わず、かつ、委託者が損害の発生及び損害額を立証することなく、損害賠償金として業務委託料の10分の2に相当する額を委託者が指定する期日までに支払わなければならない。ただし、同条同項第1号から第3号までのうち、その対象となる違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合その他委託者において特に認める場合には、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、委託者に生じた損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、委託者がその超える分について受託者に対し請求することを妨げるものではない。同項の規定により受託者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 業務の遂行について第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

2 第三者に損害を及ぼしたときは、委託者へ書面を以て直ちに報告をしなければならない。

3 前1項の場合その他業務の遂行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(紛争の解決)

第29条 この約款の各条項において、委託者と受託者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに、委託者が定めたものに受託者が不服がある場合その他契約に関して委託者と受託者間に紛争を生じた場合には、民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停によりその解決を図る。

2 委託者又は受託者は、前項に規定する調停の手続きを経た後でなければ、同項の委託者と受託者間の紛争について民事訴訟法(平成8年法律第109号)に基づく訴えの提起をすることができない。

(情報資産の保護)

第30条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た情報を他人に知らせ、又は当該委託業務以外の目的で使用してはならない。

2 受託者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た情報を他人に知らせ、又は当該委託業務以外の目的で使用してはならないことその他情報資産の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第31条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報資産(委託者から提供された情報及び新たに作成又は取得した情報等)を当該業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

第32条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報資産を複製し、又は複製してはならない。

第33条 受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る情報資産を速やかに委託者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

第34条 委託者は、受託者が第30条から第33条に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(指名停止)

第35条 委託者は発注する業務について適正な履行を確保するため、さいたま市公園緑地協会物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱に基づき、指名競争入札及び見積への指名停止の処置を講ずることができる。

(補則)

第36条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。

附 則

この約款は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成27年8月1日から施行する。

- 1 さいたま市公園緑地協会業務委託契約基準約款第11条の業務委託料の支払方法については、(毎月・一括・ 回) にて行うこととし、その金額については、以下のとおりとする。

回数	請求区分	請求予定額
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		

- 2 1の場合における各回の業務履行の確認等については、第10条の規定を準用する。

【※ これは参考です。業務上必要のない場合は、添付する必要はありません。】